

平成28年度 施政方針

伊佐市長

平成28年度は施策の基本となる「伊佐市総合振興計画後期基本計画」の初年度であるとともに、地方創生の指針である「伊佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の本格的な実施による「新たな未来へ向けたはじめの一步」となる重要な年度と位置付け、市民の皆さまをはじめ多様な地域団体や企業の皆さまと協働して取り組んでまいります。

※紙面の都合により抜粋したものを掲載します。施政方針の全文は、市ホームページをご覧ください。

重点ポイント

1 地方創生施策の確実な展開

平成27年度において策定した「伊佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく施策を推進するために、市民の皆さまや関係団体、民間企業との協議・検討を行い、持続可能で経済効果のある事業の構築を進めます。

これによって「伊佐に住みたい、住み続けたい」人や「伊佐で夢や希望をかなえたい」若者を増やすほか、市民活動や経済活動を活性化させ、「元気で明るい伊佐市」を創り、将来を担う世代がわがまちに希望を持ち、ともに育つ環境づくりを行います。

2 市民の健康づくりを進めます

伊佐市の国保会計は1人あたりの医療費が高く、財政上も赤字が続く厳しい状況が続いています。今後も高齢化が進む中、医療、介護に係るコストが増大することは明らかです。

市民一人ひとりが「自分の健康は皆の幸せになる」といった意識を持ち、健康づくりに取り組むことで、医療、介護に係るコストを抑制することは可能です。

今一度、自らの生活習慣を見直し、食生活や運動を意識して行動する市民を増やす取り組みを進めます。

3 子育て支援の更なる展開

これまで伊佐市は「子育て日本一」をめざして取り組んできました。予防接種の無料化や保育料の軽減、待機児童ゼロの環境づくり、発達が気になる子どもとその保護者への支援の仕組みづくり等により県内トップの評価をいただいております。これまで伊佐市が独自に取り組んできた施策が国においても制度化されてきました。

今後は、これまでの取り組みを活かして

さらに子育て支援の「深化」や「新たな展開」について検討を行い、「安心して子どもを生み、育てることができるよう」をめざします。

4 健全な財政運営

合併8年目を迎え、伊佐市の重要な財源である普通地方交付税が、合併特例措置を終え、毎年段階的に減少していきまします。これに加え、汚泥再生処理センター建設、小水流団地建替え等の普通建設事業の実施に多額の費用を必要とします。これに対応するために、ふるさと納税の推進をはじめとする歳入確保や歳出の見直しを進め、「健全な財政運営」に取り組みます。

平成28年度の施策の概要

「地方創生」のキーワードである「人口」、「教育」、「産業」、「健康（幸）」、「安心」の5つの視点に区分して説明します。

①人口

合併当時の伊佐市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計では44年後の2060年に約12,000人まで減少し、特に落ち込みが大きい生産年齢人口の減少により、地域の活力は深刻な状況になることが予想されます。

これを改善するため「伊佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、「交流人口の増加から定住人口を増やす」取り組みを行います。

豊かな自然を活かした「アウトドアを楽しむ」体験型観光のメニュー開発や、曾木の滝公園の魅力化、公衆無線LAN等の環境整備、観光PRを広域・官民連携によって進め、民間事業ベースでの経済活動としての観光事業の展開を検討します。

地域資源を活かして、伊佐ツーリズム協議会や地域団体を取り組めるよう、旅行者者等との意見交換を行いながら新たな展開を検討します。

全国の伊佐ふるさと会との連携により、企業情報の収集や、伊佐市へのUターン情報等の提供を行います。

校区コミュニティ協議会の「自ら考え、自ら取り組むコミュニティづくり」を推進するため、交流や憩いの場づくり、歩くことを楽しむ道「フットパス」の設置等に対する支援を行います。

「伊佐市総合交流拠点施設（e・G・aなんちゅう）」が、集い、語らい、行

動する場の拠点として、市民や団体、企業に活用されるよう取り組みます。

2 教育

伊佐市の未来を創るため、地域の資源や人材を有効活用して、地域で子供たちを育てる「伊佐のふるさと教育」を推し進め、これからの時代を生き抜く人材の育成に努めます。

学校教育については、児童生徒が確かな学力を身に付け、心豊かで、心身ともにたくましい山坂達者な調和のとれた青少年として育つよう教育活動の充実に努めます。特に学力向上や幼保・小・中・高の連携を図り、児童生徒の自己実現や進路実現をめざします。

土曜授業や支援員増員による特別支援教育の拡充、英語教育、小中一貫教育、教職員の指導力向上を図るための研修等を推進します。

大口中央中学校の生徒がさらなる安心安全な学校生活を送れる体制づくりを進めます。

学校施設の老朽化対策を含め、将来の地域における小学校の在り方についての検討を始めます。



学校施設については、プールや体育館等の付属施設を含め、文部科学省が示す方針を参考に、「施設ごとの長寿命化計画」の策定準備に取り組みます。社会教育、体育施設についても必要な施設を選別し、維持管理に努めます。

市民ぐるみの「伊佐さわやかあいさつ運動」を一層推進するとともに、学校・家庭・校区コミュニティが一体となった「青少年健全育成活動」、「家庭教育の推進」を図ります。

郷土芸能の伝承のため児童生徒を含む後継者育成や文化財の保存活用を進め、市民が郷土の文化財を学び親しむ環境づくりを行います。

市民の身近な学びの場としての特色ある図書館づくりを進め、海音寺潮五郎記念事業を継続して実施します。

芸術文化を振興するため、自主的な文化活動や国民文化祭「いさ演劇祭」の成果を生かした中高生や青年の文化活動を新しい風として推進します。

スポーツの振興については、心身の鍛練や健康、生きがい、仲間づくりの原動力となる生涯スポーツを推進するとともに、競技スポーツの底辺拡大や競技力向上に努めます。

平成31年全国高校総体や平成32年鹿児島国体のカヌースプリント競技の開催に向けて、競技会場の環境整備と選手育成に取り組めます。

学校給食については、安心安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供し、食育の推進に努めるほか、引き続き伊佐米の利用をはじめ地産地消の推進に取り組めます。

高校振興については、市内の高等学校と中学校との連携を図り、市の独自事業により、さらなる魅力化を支援し、地元の生徒が地元の高校に通い、地域とともに活動しながら育つ環境づくりを進めます。

3 産業

市の活力の素となる産業については、PPP協定等の影響や

国の施策等を見極めながら、時代にマッチした振興を進めるとともに、伊佐市内での循環型経済の展開を視野に入れた取り組みについて検討を行います。

農業については、国の政策について迅速で正確な情報を提供するとともに、新規就農者の育成・確保対策を行い、農家の高齢化と担い手不足問題といった重要課題に取り組めます。

畜産振興は、値上がりが続く子牛の競り値を見守りながら優良種雌牛保留導入事業、伊佐市肉用牛規模拡大事業などを行い、肉用牛の地域ブランドを推進し、子牛生産拡大に取り組む農家に助成を行うなど、出荷頭数保持に努めます。

園芸振興は、重点野菜の作付面積拡大のために水田での畑作物の推進及び栽培開始時の資材・苗の購入費の一部助成により新規栽培農家を掘り起こします。



◎日本型直接支払交付金制度による事業を

最大限利用して集落営農などを推進し、耕作放棄地解消に努めます。

◎林業については、森林経営計画に基づく森林整備の推進、森林施業の集約化等により効率的な林業経営を促進して雇用を創出します。また、森林の多面的機能の維持及び循環利用を未来に継承するための再造林推進に努めるほか、竹林資源の特用林産としての有効活用に取り組みます。

◎鳥獣被害対策については、侵入防止電気柵の設置補助等による被害の軽減を図るとともに、鳥獣被害防止計画に基づく有害鳥獣捕獲を進めます。

◎企業活動支援、誘致、商工業の振興については、市内企業への防災対策や立地等促進の補助金による支援、多様な面からの情報収集と誘致活動を展開するほか、商工会と連携した経営安定、体質強化や、空き店舗の解消と商店街の再生のための市街地商店街活性化事業を継続します。

◎特産・ブランド品の振興については、

知名度の高い焼酎や伊佐米などを先

導役に市の特性を生かした土産物や新メニューの開発に取り組み、観光と合わせたPR活動を行います。

4 健康(幸)

人の幸せは心身ともに健康であることです。健康寿命の延伸をめざして「自らつくる健康(幸)づくり」を推進します。

◎子どもの健康を守るために乳幼児健康診査、相談事業等を行いながら関係機関と一体となって母子保健事業に取り組むほか、県内の市では唯一「ロタウイルス」接種の全額助成を行います。

◎少子化及び妊婦対策として、不妊治療に係る治療費助成や妊婦健康診査を引き続き公費負担で行います。

◎成人の健康づくりのために、従来の生活習慣病予防等に加え「健康いさ21」や「第2期特定健康診査等実施計画」に基づき、「自分の健康は自分で守る」の意識のもと、市民一人ひとりの主体的な健康づくりや健康保持増進を図られるよう取り組みます。

◎老人クラブの活動支援や高齢者の能力

5 安心

ニューづくりや環境整備を行います。

を生かした活力ある地域社会づくりのためにシルバー人材センターへの支援を行います。

◎子どもから高齢者までスポーツを通じた健康づくりに取り組めるメ

子育て、医療、介護、福祉について不安や課題が生じたときに適切に対応してもらえらるることや、快適な生活環境は、毎日の暮らしの「安心」に繋がり、魅力的なまちの基本となる「住みよさ」になるものです。子育て、医療、介護、福祉の各分野が連携して、快適な生活環境づくりに取り組みます。

◎子育て支援については、子育て支援センターの充実と、子育てに不安を抱えている保護者を支援するための「ペアレント・トレーニング」に取り組むほか、「伊佐市すこやか保育事業」を展開しながら、各関係機関の連携により市全体として子育てを支援する体制づくりに努めます。

◎発達支援センターや子育て支援センター、トータルサポートセンターを中心に、妊娠期から出産、幼少期を経て18歳までを切れ目なく支援します。

◎「乳幼児医療費助成制度」の継続実施と「子ども安心医療費助成制度」の一部拡充を行うほか、18歳未満の第3子

以降の保育料の無料化及び産後期間延長分助成も行って保護者の負担軽減に努めるとともに、放課後児童健全育成事業によって子どもの就学後も働きながら安心して子育てできる環境づくりを引き続き進めます。

◎障がい者の支援については、障害者介護給付事業や地域生活支援事業等、第4期障がい福祉計画に基づき障がい者の日常生活や社会生活を総合的に支援するとともに、手話通訳者養成講座を継続するほか、平成28年度から障がい者スポーツ教室を開催します。

◎生活困窮者対策については、生活保護に至る前の段階において自立相談支援事業や住居確保給付金支給事業等を行い、早期の生活自立に繋がるよう推進します。

◎高齢者を支える「地域包括ケアシステムの構築」に向けて、「連携」の調整役となり、関係機関の多職種と地域の「互助・共助」と協働して取り組むとともに、新たな介護保険制度に適切した介護サービスの提供に努めます。

◎高齢者が地域で安心して暮らすために地域での見守り活動や高齢者給食サービスを利用した見守り強化、緊急医療情報キットの啓発などを行うほか、高齢者介護手当支給事業、日帰り入浴サービスなどを行います。

◎子育て支援、障がい者支援、高齢者支援などを確実にを行うために、社会福祉

協議会と民生委員児童委員や、校区コミュニティ協議会、福祉協力員、福祉施設、ボランティア団体、NPO法人が役割を分担して、連携を図りながら地域福祉活動が行えるよう取り組みます。

◎ 交通手段の確保のために、高齢者等の日常生活上の通院・買い物等の負担軽減を図る福祉タクシー利用料助成事業やのりあいタクシー、市内バス、県際バス（空港バス）等といった地域公共交通の維持・利便性向上に努めます。

◎ 地域医療体制を充実させるため、県立北薩病院や市医師会、歯科医師会、薬剤師会、消防組合などと連携を図ります。休日、夜間における医療を確保する在宅当番医制事業（休日昼間）や病院群輪番制病院運営事業（夜間及び休日昼間の重症患者対応）を実施するほか、産婦人科の医師確保の支援、熊本県水俣市や人吉市との県境を越えた地域医療連携を強化して救急体制の充実を図ります。

◎ 消防防災については関係機関との連携による危機管理を確実に行うとともに、消防団等の活動に係る環境整備や団員の確保に取り組みます。

◎ 交通安全・防犯対策として警察、交通安全協会及び防犯協会と連携して交通安全推進活動や青パト隊の活動を進めるとともに、公用車の「地域まもりカメラ」や主要交通ポイントへの防犯

カメラの活用を図ります。

◎ 東日本大震災から5年を迎えます。災害派遣協定を結んでいる宮城県南三陸町に職員を派遣して復興を支援するとともに、危機管理に努めます。

◎ 環境保全については、水環境の改善やごみの不法投棄をさせない環境づくり、空家対策を推進するほか、ごみの減量化・リサイクルの推進、処理施設の延命化を図るとともに、菱刈地区の農業集落排水施設の機能強化対策事業に取り組みます。

◎ 平成21年度から取り組んでいる（仮称）汚泥再生処理センター建設は、本年4月に起工式を行い、平成30年4月の稼働をめざします。

◎ 道路整備については、「災害に強い道づくり」・「安心・安全な生活に繋がる道づくり」・「交通形態の変化に対応できる道づくり」・「生活環境改善を含めた側溝整備」を基本に進めるほか、大雨時に浸水被害が予測される地域の道路整備を行います。

◎ 市道に架かる橋梁については、事後保全対応型から予防保全対応型へ転換し、橋梁長寿命化計画に基づき年次的に整備します。

◎ 公営住宅については、小水流団地建て替え計画戸数の半数と、集会所を建設します。

◎ 水道事業については、山野水源地給水区域内の未給水地区解消をはじめ、水

道施設・設備の計画的な改修、更新など適切な維持管理に努めます。また、簡易水道統合計画に基づき施設の統合と連絡管整備を行うほか、富士簡易水道と松木原飲料水供給施設の統合に係る整備を進めて平成30年度までに上水道事業へ統合するなど、安全で安定的な水の供給に努めます。

◎ 今冬の寒波による断水等を教訓に危機管理体制を強化します。

◎ 暮らしやすさや防災等には、身近な組織である自治会の役割が重要であることから、自治会加入促進月間を設け加入推進を行います。

結びに

平成27年度は大口中央中学校の開校からスタートしました。保護者や地域の協力、教職員の一所懸命な取り組みとチームワーク、なによりも生徒の新しい環境への順応力の高さ、これらが融合しながら新しい歴史の一步を踏み出しました。2年目に入る平成28年度は、さらにしっかりとした伝統の礎を築いてくれる

ものと期待しています。

昨年8月末の台風15号による森林等の大きな被害と広範囲な停電や電話不通によって市民生活に甚大な影響を及ぼしました。この時は、林業企業体と九州電力やNITとの連携した復旧作業、自治会員同士で助け合いによる復旧作業が行われました。

また、今年1月末の40年ぶりの寒波による水道管等の破損による断水もありました。伊佐市の気象条件を考えると、今後も迅速なライフライン等の確保を行い、市民生活、学校や病院、各種施設、畜産業等への影響を最小限にする努力が求められると感じました。





平成18年豪雨災害から
今年には10年になります。



旧大口南中学校が

「災害について必ず引用されるのが、「災害は忘れたころやってくる」という寺田虎彦先生の言葉です。これは「油断大敵」ということを示唆しているものだと思います。一度経験したことを生かして被害を最小限にとどめることです。ハード面の整備を行っても、それを上回る規模の災害は起こると思っていなければなりません。平成18年の教訓を生かすならば、早めの避難に尽きると思います。行政も市民もこれまでの災害の教訓を生かして、平成28年度も安心安全な伊佐市を実現しましょう。

「一億総活躍社会」や「地方創生」の文字や言葉を、多く見たり聞いたりするようになりました。新しい言葉には未来志向の躍動感があり、期待するものがあります。それは安心安全な市民の暮らしがその基盤にあることを前提にしています。伊佐市も人口ビジョンを策定し、基本計画を主要5本の柱に集約して平成28年度の施政方針をご説明いたしました。今年2月には地方創生事業の魁として、



「e-Gaなんちゅう」の愛称で子育て支援や世代間・地域間交流、地域産業の活性化を行う交流拠点施設としてオープンしました。平成28年度はさらに議論や調査を深めながら、真に伊佐の地方創生となる施策や事業が展開できるようにいたします。

人口減少や地方消滅というような表現が、一気に地方の危機感を強めたこの2年近くの間、どの自治体も競うように計画策定や事業実施に取り組んでいます。しかし、将来の財源確保が不透明な中で行っているのが現実です。遊休資産があるにも関わらず、新しい構造物を建築する事例もあるようです。維持管理費は次世代の負担となります。産業振興や子育て支援などに力を注ぎながら、人口減少の下降線を緩やかにすることが精一杯という中で、私は伊佐市のあるべき未来を明確にイメージしています。それは「住みやすいまち」ということです。

私は、地方消滅の著者が書いておられ



2040年を、現代
の幕末と仮想して、江
戸時代最後の約50年間

に思いを馳せてみました。二宮尊徳（金治郎）が、どのような業績を残したのかを調べる中で気づいたことがあります。江戸時代は、100年過ぎたところから享保の改革をはじめとして幕政改革がいくつも行われ、天保の改革失敗後の幕末（1868年）までの幕政は混沌としました。旧来の制度が時代に合わなくなつたことや、経済格差などにより国民の不満が大きくなり、改革が行われたと思われまます。尊徳は1787年に生まれ、幕末の1856年に70歳で一生を終えています。まさに幕末の動乱期へ入る頃でありました。

この時期に尊徳は、貧困にあえぐ農民救済に焦点を定め、国事をいっさい論じず、一滴の血も流さず、一発の銃弾も撃たず、荒廃した全国600余村を復興し、疲弊した藩の財政を再建したのです。幕政改革とは関係なく、その村に合った復興策を実行しました。

国に頼ることなく、住民を説き、住民

暮らし、今年得たものは来年のために譲る。子孫に譲り、社会に譲る。この報徳思想の普及と実践が、偉大な成果を生んだものと思われまます。

「それ我道は人々の心の荒蕪を開くを本意とす。心の荒蕪一人開くる時は、地の荒蕪は何万町あるも憂るにたらざるが故なり」とも書き記しています。我が道は、人々の心の荒蕪を開拓するのが本意である。一人の心の荒地を開拓すれば、土地の荒地が何haあるうが心配することはない。必ず開拓できる。というのであります。

国が打ち出す政策をうまく使うことも必要なことです。しかしながら、時流に乗ることだけに目を奪われ、身の丈に合わないことや将来展望の不透明さには警戒もしなければなりません。幕末と2040年、二宮尊徳が教えるものを、私は正に現代の地方自治体の地方創生に生かさなければならぬと思います。歴史に思いを馳せ、現実と未来を見据えて、市民の皆さまのご理解とご協力、ご指導をいただきながら平成28年度を運営して参ります。



選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられます

公職選挙法の一部改正に伴い、選挙権年齢がこれまでの満20歳以上から満18歳以上に引き下げられます。

この改正公職選挙法は、平成27年6月19日に公布され、1年後の平成28年6月19日から施行されます。施行後初めて公示される国政選挙から適用となるため、平成28年夏に予定されている参議院議員通常選挙から適用される見込みです。

今後、年齢満18歳以上満20歳未満の人が、新たに選挙に参加（投票）できることとなります。

皆さん、政治や選挙に関心を持ち、大切な一票を投じましょう。



■右記の対象者のうち次に該当する人は、代理人が投票の記載をすることができます。

手帳等の種類	障がい名（障がいの程度）
身体障害者手帳	上肢、視覚の障がい（1級）
戦傷病者手帳	上肢、視覚の障がい（特別項症～第2項症）

問い合わせ先 市民課選挙係 ☎231311

自宅等で不在者投票ができる 「郵便等投票」



■この不在者投票をするには「郵便等投票証明書」の交付申請が必要です。

対象者 手帳等を持ち、次の表に該当する人
投票できる期間

選挙の公示（告示）日の翌日～投票日の前日

手帳等の種類	障がい名（障がいの程度）
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい（1級または2級）
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい（1級または3級）
	免疫、肝臓の障がい（1級～3級）
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい（特別項症～第2項症）
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい（特別項症～第3項症）
介護保険被保険者証	要介護状態区分（要介護5）

衣類・古布は可燃ごみ

平成25年4月から衣類・古布は燃えるごみとして収集しています。可燃ごみ袋（透明袋）に入れて各自治会のごみステーションに出してください。
※ヒモでくくって、ゴミステーションに出さないでください。

☎ 環境政策課環境保全係 ☎221060



狂犬病予防注射 & 畜犬登録

対象犬 生後 91 日以上の犬

※家の中で飼われている小型犬も対象です。

手数料 注射料 3,400 円 (注射料 2,850 円・注射済票 550 円)
登録料 3,000 円



犬は、生涯 1 回の登録と毎年 1 回の狂犬病予防注射が法律で義務づけられています。

4/20 (水)

場所	時間
城下公民館	9:20 ~ 9:30
北さつま農協曾木支所	9:40 ~ 9:55
田原公民館	10:05 ~ 10:10
北さつま農協針持支所	10:25 ~ 10:35
土瀬戸消防詰所	10:45 ~ 10:55
西太良地区コミュニティセンター	11:05 ~ 11:15
深川公民館	11:30 ~ 11:35
川西公民館	13:15 ~ 13:25
針牟田公民館	13:30 ~ 13:45
西方公民館	14:00 ~ 14:10
西太良田代公民館	14:20 ~ 14:30
釘野々・上園さん宅前	14:40 ~ 14:45
高塚公民館	14:55 ~ 15:00
堂山公民館	15:10 ~ 15:20

5/9 (月)

場所	時間
徳辺下集落センター	9:15 ~ 9:25
楠本集会施設	9:35 ~ 9:40
新拓集落センター	9:55 ~ 10:00
新川集落センター	10:10 ~ 10:20
姫宮神社前	10:35 ~ 10:45
徳辺上集落センター	10:55 ~ 11:05
停車場青少年会館	11:15 ~ 11:20
下名集会施設	11:30 ~ 11:40
下手須川・ごみ収集所横	13:15 ~ 13:20
下手上多目的集会施設	13:30 ~ 13:40
下手風呂元・田上さん宅前	13:45 ~ 13:50
築地・若宮神社前	14:00 ~ 14:10
築地集会施設	14:20 ~ 14:30
共進地区教育集会所	14:40 ~ 14:50
共進納骨堂前	15:00 ~ 15:10
前目上・杉本さん宅前	15:20 ~ 15:25
前目公民館	15:30 ~ 15:40

5/11 (水)

場所	時間
荒瀬多目的集会施設	9:15 ~ 9:25
川南・農協川南出張所跡前	9:35 ~ 9:45
町舟津田上集会所	9:55 ~ 10:00
小川添公民館	10:10 ~ 10:20
永池鉱泉前	10:35 ~ 10:40
柳野三叉路	10:45 ~ 10:50
楠原集会施設	11:00 ~ 11:05
岩戸橋横	11:15 ~ 11:25
本城宇都集会施設	11:35 ~ 11:40
瓜之峰公民館	11:50 ~ 11:55
薬師神社鳥居前	13:15 ~ 13:25
下市山集会施設	13:35 ~ 13:40
上市山・岡山さん宅前三叉路	13:45 ~ 13:50
東市山集会施設	14:00 ~ 14:10
上市山集会施設	14:20 ~ 14:25
北部集会所跡	14:35 ~ 14:45
田中下・小山商店横	14:50 ~ 14:55
田中中・北山商店前	15:05 ~ 15:15
田中・南方神社	15:25 ~ 15:30
田中上集会施設	15:40 ~ 15:50

5/13 (金)

場所	時間
本城地区集会施設	9:15 ~ 9:25
青木元地区教育集会所	9:35 ~ 9:45
比良地区集会施設	9:55 ~ 10:00
荒田地区集会施設	10:10 ~ 10:20
大峰・ごみ収集所横	10:30 ~ 10:35
下荒田公民館	10:45 ~ 10:55
花北下・中間商店前	11:05 ~ 11:15
花北宮農研修センター	11:25 ~ 11:35
重留南集落センター	11:45 ~ 11:50
湯之尾校区集会施設	13:20 ~ 13:30
山下・鶴泊青少年会館	13:40 ~ 13:50
湯之元・市営公衆浴場横	14:00 ~ 14:05
猶原集会施設	14:15 ~ 14:20
平沢津公民館	14:30 ~ 14:35
小原松山・園田さん宅前	14:50 ~ 14:55
山田地区集会施設	15:05 ~ 15:10
山田・ひまわり館	15:20 ~ 15:30
市役所(菱刈庁舎) 東側車庫前	15:45 ~ 15:55

環境政策課環境保全係 ☎ 1060

毎年必ず接種させましょう。



4/6 (水)

場所	時間
永尾公民館	9:10 ~ 9:20
北さつま農協目丸出張所跡	9:30 ~ 9:45
北さつま農協東支所	9:55 ~ 10:10
上青木東・中島修宅前	10:20 ~ 10:25
新青木・木ノ下商店前	10:35 ~ 10:45
上青木中公民館前	10:55 ~ 11:05
松ノ口三叉路	11:10 ~ 11:15
篠原公民館	11:25 ~ 11:35
山ノ口・川崎商店前	13:15 ~ 13:25
北さつま農協木ノ氏出張所跡	13:35 ~ 13:50
奈良野公民館	14:05 ~ 14:15
永野原・福吉理髪店前	14:25 ~ 14:35
牛尾消防詰所前	14:45 ~ 14:55
旧焼酎資料館前	15:05 ~ 15:15

4/8 (金)

場所	時間
大口中央中学校正門入口	9:10 ~ 9:25
水ノ手公民館	9:35 ~ 9:50
原田公民館	10:00 ~ 10:15
小水流・あたご店前	10:25 ~ 10:55
北薩森林管理署前市役所車庫	11:05 ~ 11:20
仲町公民館跡前	11:30 ~ 11:40
中央公民館跡	13:20 ~ 13:40
浜里公民館	13:50 ~ 13:55
木崎・大岩さん宅前	14:00 ~ 14:10
木崎公民館入口	14:20 ~ 14:25
高柳公民館	14:35 ~ 14:45
大田公民館	14:55 ~ 15:05

4/11 (月)

場所	時間
春村公民館三叉路	9:20 ~ 9:35
小木原東諏訪神社	9:45 ~ 10:00
小木原上公民館	10:10 ~ 10:20
停車場公民館 (駅跡公園)	10:30 ~ 10:50
旧山野中学校体育館横	11:00 ~ 11:10
尾之上公民館	11:20 ~ 11:30
中村林産前	13:15 ~ 13:20
小川内公民館	13:30 ~ 13:40
五女木公民館	13:55 ~ 14:00
旧山野西小学校前	14:15 ~ 14:20
猩々公民館	14:50 ~ 14:55
井立田ポンプ室前	15:00 ~ 15:05

4/13 (水)

場所	時間
山野基幹集落センター	9:20 ~ 9:40
石井・旧小泉商店前	9:50 ~ 10:00
中村橋三叉路	10:10 ~ 10:20
石井公民館	10:25 ~ 10:40
木地山橋横	10:55 ~ 11:00
旧布計駅前	11:15 ~ 11:20
平原・下村橋横	13:10 ~ 13:25
淵辺・谷川政昭さん宅横	13:35 ~ 13:45
北さつま農協平出水支所	13:55 ~ 14:15
平出水上公民館	14:30 ~ 14:40
日東公民館	14:55 ~ 15:00

4/15 (金)

場所	時間
園田・梅木田商店前	9:10 ~ 9:25
鳥巢上公民館	9:35 ~ 9:45
富士福祉館	9:55 ~ 10:05
大島北公民館	10:15 ~ 10:25
大島南公民館	10:35 ~ 10:50
羽月地区公民館	11:00 ~ 11:15
須原・馬頭観音様前	11:25 ~ 11:30
萩谷神社前	11:35 ~ 11:40
北さつま農協白木倉庫	13:20 ~ 13:30
白木地区集会施設	13:40 ~ 13:50
羽山公民館	14:15 ~ 14:25
白木・久野さん宅入口	14:40 ~ 14:50
羽月北山之神公民館	15:00 ~ 15:05

4/18 (月)

場所	時間
金波田・岩城さん宅前	9:10 ~ 9:20
金波田公民館	9:30 ~ 9:40
堂崎公民館	9:45 ~ 9:50
羽月鉄道記念公園前	10:00 ~ 10:10
高津原・土師さん宅前	10:20 ~ 10:25
湯ノ谷・本石さん宅前	10:35 ~ 10:45
下殿公民館前	11:00 ~ 11:10
下ノ木場精米所前	11:20 ~ 11:30
八代公民館	13:10 ~ 13:25
宮人公民館	13:35 ~ 13:50
馬渡公民館	14:00 ~ 14:05
羽月田代公民館	14:20 ~ 14:30
辺母木公民館	14:40 ~ 14:50
羽月西青少年センター	15:00 ~ 15:15
川岩瀬公民館	15:25 ~ 15:35



◎注射には、飼い犬をしっかり捕ま
えられる人が来てください。
◎できるだけ、おつりのないよう
にお願いします。

ふれあい講座（12回） 期間：6月～11月

番号	講座名	学習内容（講師）	学習日	時間	場所	定員
1	楽しい絵画教室	デッサンから作品制作まで楽しく描きましょう。(林宏子)	第1・3土曜	10:00～12:00	第4会議室	15
2	絵手紙入門	葉書に四季の草花を描いて大切な人に送いませんか。(松下竹二郎)	第1・3水曜	9:00～11:00	工作実習室	15
3	古布創作	タンスの中の着物等を再生、自分に合うものを創作しましょう。(藏内順子)	第2・4火曜	19:00～21:00	工作実習室	15
4	焼き物教室	焼き物入門、初めての方チャレンジしませんか。(河野眞智子)	第2・4土曜	13:00～17:00	工作実習室	15
5	やさしいピラティス	簡単な運動を行い、筋肉のバランスを整えて均整のとれた体を。(大敷良子)	第2・4火曜	19:00～21:00	ダンス練習室	25
6	エッセイ教室	日々の出来事などを文章にしてみませんか。(田ノ上淑子)	第2・4日曜	9:30～11:30	工作実習室	15
7	伊佐ふるさと探訪	伊佐の歴史と現代の施設を学びながら、ふるさと発見！(原田純一)	第2・4金曜	13:00～16:00	視聴覚・市内外	20
8	なごやか市民教室	老若男女問わず、身の周りのことや趣味的なことを楽しく学びましょう！(社会教育課)	第1・3金曜	9:30～11:30	視聴覚室	20
9	シニアいきいき教室	65歳以上対象、多種多様な講座と学習交流を行います。(社会教育課)	第2・4木曜	9:30～11:00	多目的ホール	50
10	使える英会話	自己紹介や、簡単な道案内など初心者のための英会話教室です。(井ノ上千秋・松下弘子)	第1・3金曜	19:00～21:00	視聴覚室	20
11	かろやかに社交ダンス	初心者のための社交ダンスです。基本のステップからはじめましょう。(前田浩)	第2・4土曜	19:00～21:00	ダンス練習室	20
12	健康体操教室	日常生活のなかで簡単にできる健康体操について学びましょう。(坂元克子)	第1・3金曜	10:00～11:30	ダンス練習室	25
13	鹿児島弁講座	楽しく鹿児島弁を学び、郷土の文化を学習しましょう。(川越孝市)	第2・4土曜	13:00～15:00	第4会議室	20
14	かんたんスイーツ作り	自宅で簡単にできるおやつを作ってみませんか。(森田奈美・中村英以)	第1・3土曜	15:00～17:00	調・和2	10
15	油絵入門	油絵を楽しく学んでみませんか。(海老原政秋)	第1・3日曜	9:00～11:00	第4会議室	15
16	はじめての手話	手話をはじめませんか基礎から学習しましょう。(濱木奈奈美)	第1・3日曜	13:30～15:30	工作実習室	20

ふれあい講座（6回） 期間：6月～11月

番号	講座名	学習内容（講師）	学習日	時間	場所	定員
17	リラククスヨガ	呼吸法を用い、ストレス解消に役立つリラクゼーションプログラムです。(土生さとみ)	第1金曜	19:00～20:30	多目的ホール	25
18	KOBA 式体幹バランス トレーニング	肩こり、腰痛でお悩みの方にお勧め。柔軟性・バランス性・安定性・連動性を高めるプログラムです。(土生さとみ)	第3金曜	19:00～20:30	多目的ホール	10
19	やさしいアロマテラピー	アロマの基礎を学んで生活に癒しと楽しみを加えてみませんか。(中村好江)	第1火曜	19:00～21:00	工作実習室	15
20	俳句入門	五・七・五による言葉の調べにより心の中の情景を広げる俳句を学びましょう。(山之光光子)	第1土曜	13:30～16:00	絵画室	15
21	伊佐の遺跡に学ぶ	県の考古学発祥の地「伊佐の遺跡」をいっしょに学びませんか。(新東晃一)	第1水曜	14:00～16:00	視聴覚室	25
22	男性のための 料理教室	おいしい料理を作りませんか。土曜のランチをいっしょに作りましょう。(食生活改善推進委員会)	第3土曜	10:00～13:00	調・和2	20
23	エコクラフト手芸講座	エコクラフトを使って、自分だけのオリジナルバックを作ってみませんか。(川畑章子)	第2水曜	13:00～15:00	絵画室	15
24	気軽にトレッキング	伊佐の山や自然(烏神岡や奥十曾等)を歩いてみましょう[現地集合できる人のみ]。(前原博文)	第1土曜	9:00～14:00	伊佐市内現地	15

ふれあい講座（5回） 期間：6月～10月

番号	講座名	学習内容（講師）	学習日	時間	場所	定員
25	海音寺文学に親しもう	海音寺潮五郎の作品にふれてみませんか。(鹿児島純心女子大学 古閑章教授)	第4土曜	14:00～15:30	視聴覚室	30

申込期間 4月8日(金)～5月8日(日) ※定員になり次第締め切ります。

※4月22日までは、その講座を初めて受講する人のみを受け付けます。

ただし、4月22日現在で定員に満たない講座は、1回受講したことがある人に限り受け付けます。

※3講座まで申し込みできます。

※シニアいきいき教室(高齢者教室)については、この限りではありません。

受講料 ○12回講座 2,500円 ○6回・5回講座 1,500円

※別途教材費が必要な講座もあります。

申込方法 大口ふれあいセンターに備え付けの「伊佐市ふれあい講座申込書」に必要事項を記入し、受講料を添えて大口ふれあいセンター1階窓口へ提出してください。

開講式 5月22日(日)


問い合わせ先 社会教育課社会教育係 ☎③1311



各種市民相談一覽

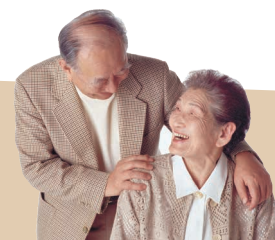
(平成28年度)

※赤字の相談は予約制です。

相談名	相談内容	相談日	相談時間	相談場所	相談員	問い合わせ先
行政相談	行政に関する苦情や相談	4/5 6/7 8/2 10/4・18 12/6 2/7 5/10 7/5 9/6 10/18 11/1 1/10 3/7	9:00～12:00 9:00～12:00	大口元気こころ館 まごし館	行政相談委員 弁護士	市民課人権啓発・市民相談係 ☎231311 
無料法律相談 (要予約)	弁護士による無料法律相談 (法律関係全般)	4/28 5/25 6/23 7/27 8/25 9/28 10/27 11/30 12/15 1/25 2/23 3/22	13:30～16:30 1人30分間	大口元気こころ館	弁護士	
特設人権相談	人権擁護委員による人権に関する相談 (近隣・家庭内のモメゴト、婚姻、離婚、相続、人権に関すること)	4/5 6/1 8/23 10/18 12/1 2/7 4/19 6/1 8/9 12/6 3/7	10:00～15:00 10:00～15:00	大口元気こころ館 まごし館	人権擁護委員	
消費生活相談	消費生活に関する相談 (トラブルや苦情等)	市役所開庁日	9:00～17:00	市民課	消費生活相談員・市職員	市民課人権啓発・市民相談係 ☎231336 (直通)
女性相談・DV等 相談	配偶者や交際相手からの暴力及び ストーカー行為等に関する相談	市役所開庁日	8:30～17:00	企画政策課	市職員	企画政策課共生協働推進係 ☎231311
移動年金相談 (要予約)	年金事務所による国民年金・厚生 年金に関する相談	4/14 6/9 8/18 10/13 12/8 2/9 5/12 7/14 9/8 11/10 1/12 3/9	9:30～15:30 (12.15～13.00を除く) 最終受付時間15:00	大口元気こころ館 まごし館	社会保険労務士	市民課市民係 ☎231311 予約受付先:加治木年金事務所お客様 相談室 ☎0995・62・3511
健康・介護相談	健康・介護に関する相談	5/12 6/6 7/7 8/4 9/8 10/20 11/17 12/8 1/12 2/9 3/2	9:30～11:00	まごし館	保健師等	健康長寿課健康推進係 ☎231311
育児相談	育児に関する相談	4/4・19 5/9・24 6/6・21 7/4・19 8/2・16 9/5・20 10/11・25 11/8・22 12/5・20 1/6・24 2/14・28 3/14・28	13:30～15:30	まごし館	保健師等	こども課こども健康係 ☎231311
介護保険相談	介護保険に関する相談	市役所開庁日	8:30～17:00	健康長寿課	市職員	健康長寿課介護保険係 ☎231311
高齢者の総合相談	高齢者サービスに関する相談	市役所開庁日	8:30～17:00	健康長寿課	市職員	健康長寿課地域包括支援係・高齢者支援係 (菱刈庁舎) ☎231311
家庭児童相談	家庭における児童についての悩 み事に関する相談	市役所開庁日	9:00～16:00	こども課 トータルサポート センター	市職員 家庭児童 相談員	こども課こども健康係 ☎231311 こども課こども相談係 ☎295511
教育相談	学業生活、不登校、いじめ問題 などに関する相談	市役所開庁日	9:00～17:00	菱刈庁舎3階 教育相談室	教育相談員	教育委員会学校教育課 ☎261532
環境に関する相談	環境に関する相談(水質・悪臭・ 騒音・振動・犬猫など)	市役所開庁日	8:30～17:00	環境政策課	市職員	環境政策課(衛生センター) ☎21060
心配事相談	日常生活上の不安や悩み事など に関する相談	奇数月 第1水曜日 偶数月 第1水曜日	10:00～15:00 10:00～15:00	社会福祉協議会 大口支所 社会福祉協議会 菱刈本所	専門員	社会福祉協議会大口支所 ☎230011 社会福祉協議会菱刈本所 ☎264120
農地の賃借・管理相談	農地の賃借・管理全般に関する相談	市役所開庁日	8:30～17:00	農業委員会	市職員	農業委員会(菱刈庁舎) ☎231311

伊佐市高齢者福祉サービス

次のような高齢者サービスを実施しています。希望する人は早めに申請してください。
(家族や代理の人でも申請できます。) 自分で申請ができない人は、民生委員・自治会長・福祉協力員にご相談ください。



サービス名	対象者	内容	利用者の負担	手続き
福祉タクシー 利用券	平成 28 年度中に 75 歳以上になる 高齢者 (昭和 17 年 3 月 31 日生まで) 身体障害者手帳 (1・2級) 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 } 所持者	通院、買物、公共施設等の ために使える 1 枚 500 円の タクシー利用券を年 24 枚 発行 (1 回 3 枚まで使用可)	タクシー料金から 助成額を差し引い た額	健康長寿課 (大口庁舎)
はり・きゅう 施術助成	平成 28 年度中に 70 歳以上になる 高齢者 (昭和 22 年 3 月 31 日生まで) で、医療給付の対象とならない 「はり・きゅう施術」を受ける人	1 枚 500 円の受診券を年 20 枚発行	1 回当たり 500 円 の助成額を差し引 いた額	健康長寿課分室 (菱刈庁舎)
総合保健福祉 センター (まごし館) 利用証	70 歳以上の高齢者 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 } 所持者	まごし館の温泉浴室等の使 用料の減額	1 回当たり 150 円	必要な物 ・印鑑 ・該当する手帳等 ・免許証や保険証 など受給者の身 分を証明できる もの
寝具乾燥 サービス	在宅の 65 歳以上の寝たきり高齢者 及び身体障害者手帳 (1・2 級) 所 持者	寝具類 (掛布団、敷布団、 毛布) の洗濯・乾燥 (年 3 回まで)	1 回当たり 660 円	
理髪サービス	在宅の 65 歳以上の寝たきり高齢者	理髪業者が居宅において理 髪を行います (年 4 回まで)	1 回当たり 400 円	
長寿祝金支給	4 月 1 日から翌年の 3 月末日まで に、88 歳、100 歳になる人	・1 万円と記念写真 (88 歳) ・8 万円 (100 歳)	—	市から支給対象者 に通知
老人介護手当 支給	65 歳以上で要介護認定 4 以上の人 を 6 か月以上同居またはこれに準 ずる状態で介護している介護者	支給決定した翌月分から対 象となる月に 1 万円を支給 する (3 月と 9 月に分けて支給)	—	健康長寿課 (大口庁舎)
日常生活用具 給付	65 歳以上であって、心身機能の低 下に伴い防火等の配慮が必要なひ と暮らしの高齢者等	自動消火器の設置経費の助 成	利用者の世帯の所得 税額による区分に応 じて決定します	健康長寿課分室 (菱刈庁舎)
日常生活用具 貸付	おおむね 65 歳以上であって、心身機 能の低下に伴い身体介護が必要な寝 たきり高齢者等 (介護認定者を除く)	電動ベッドの貸付	無料	必要な物 ・印鑑
徘徊高齢者 対策	徘徊のみられる認知症高齢者また はその高齢者を介護している家族 等	徘徊探知機の機器購入等に 要する初期費用を助成 (上限 1 万円)	助成額 (上限 1 万円) を超える額	
緊急通報装置 設置	65 歳以上の高齢者のみの世帯及び 身体障がい者のみの世帯	自宅の電話に通報装置を設 置し、協力者へ緊急時に連 絡できる体制を作る	使用電話回線の基 本料金及び通話料・ 破損修理代金 ※ 設置は市で行います。	◀緊急通報装置は、 協力者 (2人以上) の同意書も必要
生活支援 サービス	65 歳以上の要介護認定を受けてい ない高齢者で、病中病後など一時 的に支援を必要とする人	家事・買い物などの生活支 援サービス費用の一部を助 成	1 時間当たり 100 円	健康長寿課 (大口庁舎)
緊急医療 情報キット	・災害時要援護者台帳登録者 ・ひとり暮らしの 65 歳以上の高 齢者 ・65 歳以上の高齢者のみの世帯に 属する人	情報シートにかかりつけ医療 機関・持病や服薬などの情報 を記入して自宅の冷蔵庫に保 管し、救急や災害時に、救急 隊等に医療情報を提供する	無料	健康長寿課分室 (菱刈庁舎) 必要な物 ・印鑑
日帰り入浴 サービス	市内の 60 歳以上の高齢者で老人 クラブ連合会所属の会員または任 意団体	介護予防の一環で、まごし 館において給食や入浴など のサービス提供	1 回当たり 1 人 1,000 円	伊佐市社会福祉協 議会に団体で申し 込み ☎④ 4120
高齢者給食 サービス	65 歳以上の高齢者のみの世帯及び 身体障がい者	月曜日から土曜日まで 昼食や夕食の提供	1 食当たり 650 円 (ご飯無しは 550 円)	伊佐市社会福祉協 議会に申し込み 大口地区 ☎③ 0011 菱刈地区 ☎④ 4120

問い合わせ先 健康長寿課高齢福祉係 ☎③ 1 3 1 1